

地域包括支援センター運営協議会の会議結果報告

1. 会 議 名	令和 6 年度 第1回松阪市地域包括支援センター運営協議会
2. 開 催 日 時	令和 6 年 7 月 4 日(木) 午後 7 時～午後 8 時 30 分
3. 開 催 場 所	福祉会館 大会議室
4. 出席者氏名	[委員]平岡会長、西村副会長、西井委員、岩瀬委員、沼田委員、 大津委員、福本委員、川上委員、上原委員、堀委員、 多次委員、大西委員 計12 名 (欠席委員)杉山委員 計 1 名 [地域包括支援センター] 第一地域包括支援センター:1 名、第二地域包括支援センター:1 名、 第三地域包括支援センター:1 名、第四地域包括支援センター:1 名、 第五地域包括支援センター:1 名 [事務局] 藤牧参事兼課長、世古主幹、森川主幹、若林主任、 村林主任、齋藤係員、野村係員、武藤係員 健康福祉総務課:池田参事兼課長 介護保険課:松田課長 地域振興局地域住民課:野口課長、野口課長、鈴木課長、小林課長
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	0 名
7. 担 当	松阪市健康福祉部高齢者支援課 電話 0598-53-4099、FAX 0598-26-4035 e-mail kourei.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

1. 令和 5 年度 各センターの実績報告と決算について
2. 令和 6 年度 各センターの事業計画と予算について

議事録 別紙

令和6年度 第1回松阪市地域包括支援センター運営協議会 議事録

日 時：令和6年7月4日（木）午後7時から8時半まで

会 場：福祉会館 3階大会議室

出席者：

〔委員〕 会場：平岡会長、西村副会長、西井委員、岩瀬委員、沼田委員、
福本委員、川上委員、上原委員、堀委員、大西委員 計10名

WEB：大津委員、多次委員 計2名

（欠席委員）杉山委員 計1名

〔地域包括支援センター〕

◎第一地域包括支援センター：1名

◎第二地域包括支援センター：1名

◎第三地域包括支援センター：1名

◎第四地域包括支援センター：1名

◎第五地域包括支援センター：1名

〔傍聴〕

◎ 0名

〔事務局〕

◎高齢者支援課：藤牧参事兼課長、世古主幹、森川主幹、若林主任、村林主任、
齋藤係員、三栖係員、武藤係員

◎健康福祉総務課：池田参事兼課長

◎介護保険課：松田課長

◎地域振興局地域住民課：野口課長、野口課長、鈴木課長、小林課長

事務局

只今から、「令和6年度松阪市地域包括支援センター運営協議」を開催させていただきます。本日は、皆様におかれましては、夜間の開催にも関わらずお忙しいところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

議事に入るまでの間、進行を務めます。よろしくお願いいたします。

本日の協議会は、WEBとの併用開催となっております。WEBでの委員様が2名いらっしゃいます。会場出席の委員様と合わせ、過半数の委員が出席いただきますので、規則第7条により成立していることをご報告いたします。なお、本日の会議の内容は、規則第9条より公開となっておりますため、会議の状況を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

では、開催にあたり、会長、ご挨拶お願いいたします。

会長

みなさんこんばんは。お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。令和6年度第1回地域包括支援センター運営協議会です。今年度は診療報酬改定があり、各施設さんはバタバタとしていることだろうと思います。医科の方は6月から始まったばかりですが、立ち止まっているわけにはいきませんので今年度も皆さんのお力をおもちまして前に進んで参りたいと思います。この地域は救急搬送のことで全国から注目を浴びているところではありますが、いわゆる社会的弱者の高齢者が医療を適切に受けられるように救急搬送に関しては適切な運用ができるように医師会としても関わっていきたいと思っています。それでは、運営協議会を開催させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

事務局

ありがとうございました。

続きまして事項2、新任委員1名をご紹介します。

資料の委員名簿をご覧ください。名簿13番、市の組織改革と人事異動により、委員が健康福祉部長から保険健康担当理事となりました。

事務局

任期は令和7年3月31日までです。なお、委員役職変更により規則第3条を一部改正しておりますのでご了承お願い致します。

では、事項書に従いまして、事項3高齢者支援課より報告事報告させていただきます。資料1、関係資料1-①、1-②、1-③をご覧ください。今年度は3つの新規事業を行います。

1つ目は「認知症カフェ運営補助金」です。認知症当事者とそのご家族の交流の場である「認知症カフェ」は、今も7か所で定期的で開催しておられます。開催にかかる費用、例えばお茶やお菓子代、会場使用料などは、それぞれの団体でのいわゆる手弁当でまかなってもらっていました。今回、運営者の金銭面の負担を軽減し、活動を支援することを目的として月額10,000円を上限とした運営補助金を交付するものです。

2つ目は「住民主体型訪問サービス事業補助金」です。高齢者のちょっとした困りごとを助けあうため、地域住民が運営する団体の生活支援サービスの活動に対して「運営補助金」を交付します。高齢になりますと、草抜きや庭木の剪定、ゴミ出しや電球交換など、生活のちょっとした作業ができなくなってきました。それを、住民同士が支援する団体に対して補助金を交付するというものです。

この2つの事業は6月1日から開始しています。

3 つ目は、「スマートフォンで介護予防『ちゃちゃ』っと始めて『も〜』っと元気に」です。65 歳以上の方であらかじめ登録いただいた方のスマートフォンに、週 2 回、介護予防の動画をメール配信します。講師による筋トレや脳トレ、お口の体操等を組み合わさって、30 分の動画がメール配信されてきます。ご自身の好みに偏ることなく取り組むことができますし、自分の好きな時間に自宅でも、介護予防に取り組んでいただくことができます。通信にかかる費用は自己負担ですが、登録料・利用料は無料です。8 月 1 日から申し込み受付開始、10 月 1 日動画配信を開始します。広報まつさか 8 月号・ホームページに掲載いたします。対象となる方はぜひ、登録をお願いいたします。

すでに、日本の人口は減少傾向に転じています。高齢者人口は一定期間増加し、支える生産人口は減少します。高齢者同士の支え合いや、自分自身で介護予防に取り組むことが大切になってきます。将来を見据えて、令和 6 年度は地域住民同士の支え合いを支援する事業を開始し、少しずつ広がっていけばいいと思います。以上で報告を終わります。

続いて、参考資料 1 をご用意ください。令和 6 年度 松阪市地域包括支援センター運営方針です。

1 番に地域包括支援センターの目的、2 番に基本的な運営方針を記載しております。3 番の具体的な業務内容ですが、第 10 次高齢者保健福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画の基本理念を「高齢者がいつまでも安心して自分らしく元気に地域で暮らし続けることができるまち」とし、この基本理念に沿った事業を展開していきます。

最後の 7 ページをご覧ください。令和 6 年度の 4 つの重点目標です。

1 つ目が認知症支援体制の強化です。認知症サポーターとともに「チームオレンジ」の立ち上げや運営を支援します。また、先ほどの新規事業にもありましたが、認知症地域支援推進員が中心となり、認知症の正しい理解のための普及啓発、認知症の人や家族に寄り添うためのカフェ等を充実します。

2 つ目が介護予防の取組の充実です。介護予防に重要である社会参加の促進を地域に広く周知し、住民による主体的な活動である集いの場の拡充を図ります。

3 つ目が生活支援体制の推進です。生活支援コーディネーターが中心となり、地域の関係機関との連携を図りながら、日常生活支援に対する地域活動のさらなる構築を図ります。これが新規事業の 2 つ目「住民主体型訪問サービス事業」と関連します。

4 つ目が多職種で在宅ケアをサポートする体制づくりです。多職種が連携をとり、「医療と介護の連携ハンドブック」や「情報共有システム すずの輪」など様々なツールを活用し、在宅ケアを支援する体制づくりに努めるとともに、重層的支援体制の構築を図ります。

これらのことを重点におきまして、令和6年度も活動を行ってまいりますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。以上、高齢者支援課からの報告です。ありがとうございました。

では、これ以降は、事項4協議事項に入ってまいります。協議事項(1)令和5年度の実績報告と決算については、規則第7条により議長の会長にお願いし、進めてまいりたいと存じます。会長どうぞよろしくお願いいたします。

会長

規則(第7条)に基づきまして、私が議長を務めさせていただきます。それでは協議事項に入りたいと思います。協議事項(1)令和5年度の実績報告と決算について、事務局の方からお願いします。

事務局

令和5年度実績報告について報告いたします。資料2をご覧ください。

R5年度から福祉まると相談室に、包括の職員が派遣されているため、包括の事業報告では、相談室で対応した高齢者に関する実績も計上しています。

2ページ1番、総合相談・支援業務についての相談件数です。

相談件数は、包括の合計が3,495件、まると相談室の合計が433件となり相談件数は増加しています。相談方法としては、包括・まると相談室ともに電話相談が多く身近な相談窓口となっていると考えられます。

3ページのグラフは、包括に初めて相談があった方を新規、以前にも相談を受けた方を継続として示しています。初回の相談だけでなく、継続的に相談に乗っていただいているのがよく分かります。相談者区分は本人や家族・親族からの相談が多く、相談内容としては、介護に関する事、独居・高齢者世帯等 生活全般の相談が多くありました。

4ページ(2)訪問件数のグラフを見ますと、新規・継続共に、昨年度訪問数を上回っており、コロナ禍前の状況に戻っています。

5ページ③訪問の内容を見ますと、包括とまると相談室を合わせて多いのが実態把握訪問で全体の52%を占めています。次いで、総合相談を受け、その後、訪問をしているのが548件で約41.3%と、相談から訪問へ途切れない対応をしています。

④認知症初期集中支援チームとの同行訪問でも、初回訪問のあと継続して訪問に至る支援訪問が多く、丁寧に関わっていただいています。

多くのケースは病院受診に繋げることが多く、包括や初期中も受診に同行しています。また、介護保険サービスに繋げるための手続きを進めていき、個々にあった対応をしていただいています。

6ページ⑤実態把握訪問の内訳です。75歳に到達する方で、介護の必要な方がいないか、予防的な視点で訪問をしています。訪問数は754件で訪問率は53.4%となり、昨年度実績を大きく上回りました。訪問の結果、介護保険や事業対象者の申請に繋がった方が30人、包括で継続支援していく方が17人該当しました。また、701人、約93.0%の方は、継続支援不要なお元気な方であり、地域包括支援センターの紹介や介護予防教室の案内を行いました。

(3) 地域包括支援センターの周知啓発活動は、地域の会議や介護予防教室、また、広報紙を作成し、包括が身近な機関として認識していただけるよう啓発を行いました。

7ページ2「権利擁護業務」です。包括の社会福祉士と市担当者等で社会福祉士連絡会を年6回実施し、消費者被害や虐待に関する事例検討を行い、成年後見制度の適切な支援につなげるため、情報共有と資質向上を図れるよう取り組みました。1年間で関わったケースは、新規ケース21件、継続ケース41件であり虐待内容は、身体的虐待、次いで心理的虐待が多くなっています。高齢者虐待・疑いケースへの対応として(2)のように、本人・家族への対応の他、関係機関との連携を図り、ケース検討会を開催するなどして対応しています。

8ページ(4) 権利擁護に関する啓発です。消費者被害、成年後見制度、高齢者虐待について、地域の自治会等に出向き啓発活動をしています。重点目標であげていました松阪市版エンディングノート「もめんノート」の普及啓発については、書き方講座を34回開催し、大切な人に思いを繋ぐことについて524人の方に学んでいただきました。

9ページ(5) 地域自殺対策強化事業です。人権・多様性社会課が主催する「雇用・生活・こころと法律の合同相談会」には、包括から社会福祉士さんに介護相談の相談員として出ていただきました。

3. 包括的継続的ケアマネジメント支援業務です。(1)は、包括が関係機関に利用者について情報連携を図ったり、勉強会を開催し連携した回数です。なかでも地域関係者と連携をとることが多く、生活レベルでの連携を丁寧に行っていることがよく分かります。

10ページ(3) 主任介護支援専門員が主になり、介護支援専門員の資質向上のため支援困難事例等への指導・助言支援やネットワーク構築のための研修等に取り組めました。事例検討会をすることで、お互いのスキルアップに繋がってもらっています。

11ページ(4) 「地域ネットワークの構築」は、専門職だけではなく、一般住民の方も含めて、多職種によるネットワークの構築を目指して、地域ケア会議をしています。個別課題と地域課題に分けて開催しており、詳細は21ページ以降に掲載しております。②地域包括支援センターが地域づくりを担う役割を持ってい

る事から、地域の住民組織と顔の見える関係性を大事にし、ネットワークを構築するための会議を開催しました。

12ページ③生活支援コーディネーターの活動についてです。機関紙「すみよしさん」を手に持ち、積極的に地域に出向くことで地域資源の発掘や地域課題に取り組み、移動販売の導入などに繋げることができました。

13ページ4、介護予防ケアマネジメント業務をご覧ください。要支援認定を持つ方と総合事業の事業対象者への介護予防ケアマネジメントの業務件数です。

介護予防支援のケアマネジメントを受けた方が11,428件、介護予防ケアマネジメントAを受けた方が8,306件となっており、高齢化とともにケアマネジメント業務が増えています。

14ページ5「介護予防事業」の内容です。包括の介護予防担当者と市担当者が介護予防支援連絡会を年2回実施し、情報共有を行いました。また、研修会を2回開催し、地区診断からみた地域課題の把握とPDCAサイクルから次年度の取組を検討しました。

一般介護予防事業は、地域の元気な高齢者が、ますます元気になり、健康寿命の延伸を目指して、元気な時から日常生活の中で介護予防に取り組むためのきっかけを作っていただくため、各包括で工夫しながら教室を開催しています。①3回シリーズの教室、15ページ②の年間シリーズの教室ともに運動器機能向上プログラムを多く実施しています。年間シリーズは、教室終了後、自分達で介護予防に取り組める自主グループ作りに繋がるように人材育成も兼ねて開催しています。③は単発教室で各地区へ出向いて介護予防の教室をした数で、110回1,539人の参加がありました。右側の表、脳の健康チェックは、タッチパネルによる簡易の認知症のチェックを同時に実施した実績です。

16ページ④集いの場創出支援です。健康寿命延伸を目的とした市内113の住民主体の自主グループが継続して活動できるように包括が支援を行い、昨年度新たに8か所、集いの場が立ちあがりました。

右側の表は、自主グループの活動の継続年数で10年以上継続しているグループが27グループあります。主となるリーダーの世代交代が課題にある中、包括が支援に入ることで、活動が継続できています。

(2)「介護予防いきいきサポーターの養成」です。6回シリーズの講座で、初級・中級コースがあり、各地域の集会所等へ出向き、教室を開催しています。初級を9回、中級を9回開催し延961人の参加がありました。サポーター登録者総数は、17ページにもありますように、826人となりました。受講後は、教室での知識を活かしサポーターとして包括の教室等に協力していただいたり、集いの場でリーダーとして活躍いただいています。

17ページ、②介護予防いきいきサポーターフォローアップ研修の開催状況です。

サポーターが、6回の講習が終わった後も地域で活動がしていけるようにフォローアップ研修をしています。62回開催し、延619人の参加していただきました。サポーター養成講座やフォローアップ講座では、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士等医療専門職による指導を充実し、楽しみながら介護予防に取り組めるように工夫しました。

18ページ6「介護に関する啓発」では、家庭介護教室や、家庭介護者交流事業、介護に関する啓発介護相談会を地域に出て開催し啓発しています。

19ページ7「認知症総合支援事業」です。認知症地域支援推進員と市担当で認知症地域支援推進員連絡会を年6回実施し、情報共有やチームオレンジの推進に向けて等を協議し、取り組みました。

(1) 物忘れ相談会は11回開催し、31人の方に利用していただき、相談後は、医療受診の案内や包括での経過観察に繋がっています。申込は、ご本人やご家族からのお申込みが多いですが、包括が認知症相談の窓口となり物忘れ相談に繋がるケースもあります。認知症に関する窓口の認知度については重点目標でもあります。3年前の第8期介護保険事業計画では20.9%でしたが、第9期介護保険計画策定時の調査では、31.2%と上昇しました。これは、包括の活動が身近なものになり、相談窓口として認識されたためだと思います。

(3) 認知症の人や家族を支える人材の育成・地域づくり、①「認知症サポーター養成講座」をご覧ください。累計サポーター数が28,994人になりました。小学校や中学校でも講座を開催し、子どもの時から認知症への理解の啓発を行い、見守り体制の強化を図っています。③地域の見守り体制の仕組みづくりを目的に、高齢者見守り声掛け訓練を第二包括管内で実施していただきました。④チームオレンジ創設に向けて、各包括圏域で認知症サポーターを中心に会議や研修を行いました。⑤重点目標にチームオレンジの創設を挙げていましたが、春日町に1か所チームオレンジを創設することができました。今後も、認知症のご本人と家族の困りごとに地域や組織で支援する仕組みづくりを推進していきたいと思っています。

21ページから地域ケア会議の開催の取り組みです。地域ケア会議の開催の取り組みとして、5包括の地域ケア会議開催の目標を挙げています。個別ケースの会議を8回、地域課題の取り組みを17回開催しました。次ページからの個別ケースの会議は、認知症に関する困難ケースが多く、本人・家族・地域の関係者や企業・専門職などが参加し、その人らしい生活ができるよう、役割分担や今後の方向性・課題を検討し、他のケースにも応用できるようなスキルアップも図りました。地域ケア会議3のページからは地域課題です。検討テーマは、各地域の現状把握や課題からみえた買い物支援や地域で安心して暮らしていくためにどのような支援が必要なのか、住民同士のつながりや地域づくり、関係機関の連携など協議

されています。事業報告は以上になります。

続きまして、資料3、令和5年度収支決算書をご覧ください。各包括、「地域包括支援センター運営事業」、裏面「介護予防支援事業所」としての収支決算を各包括から報告をいただいていますのでご確認ください。以上でございます。

会長

ただいま、事務局より説明のありました、令和5年度実績報告と決算について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

いつも感心しているのは、活動内容は紙面だけでは分からない苦労があると思います。16ページの集いの場の創出支援、自主グループが減らずに増えているということは、包括が支え見守りそれが育っているのだと感心させられました。どうしても自分たちが主体になりやっちゃっているのも、それを支えて育てているのはすごいと感じました。

委員

6ページの75歳以上の訪問は毎年状況変わってきますので、是非続けてほしいと思います。

13ページ介護予防のケアプラン、こういうケアプランを立てるときは、どこまでを考えて立てられているのか、その時の不自由で立てられているのか、認知症の時がどうか、お年を召されて緊急に入院した時はどうか、災害時はどうか等、そこまでプランを考えて立てられるのでしょうか。

第五包括

認知症に関しては初期中と同行して、介護の部分は包括で、認知症に関しては認知症地域推進員と協働してプランを作っている。

平時の状況をみてプラン作成をしているので、災害時を見据えてと言うのはできていません。情報収集としては、その人のADLを確認させていただくのですが、災害時に関してまでは考えていません。

委員

すごく大事な膨大なデータを持ってみえるので、何か他の事にも有効活用できないかと思い質問させていただきました。

委員

7ページ (1) 高齢者虐待について、コロナが始まった3年くらい前に訪問数が減って潜在的に発見されなかったケースも多かったという事があった。令和5年度にこの件数が出ていることに関して、各包括さんで以前より重度化しているケースが多かった等お伺いしたいと思います。

第五包括

コロナ禍では虐待や権利擁護関係の教室を開催できず啓発できなかったですが、虐待に関しては通常通り通報等、今まで通り訪問して事実確認したりと従来と変わらなかったです。

第四包括

コロナ禍、今現在で重度化しているとは感じていないです。ケアマネジャーからの相談、疑いは全国平均と同様と感じています。

第三包括

(異動の関係で) コロナ明けからの把握しかできていないが、特段、重度化している印象はありません。

第二包括

4月から配属となったため5年度のことは分かりかねませんが、虐待ケースの相談や継続の関わりの報告を受ける中で、コロナ前に比べて対応が難しいとは聞いていませんので、変わりないのかと思います。

第一包括

社会福祉士がコロナ禍も明けた後も対応させていただいているが、件数が減った印象は受けていません。

委員

ありがとうございました。参考になりました。

会長

事務局さん、各包括さんからは実態を聞かせていただきましたが、なかなか数字で出てくるのは難しいと思うが、数字で出てくる可能性があるのか。

事務局

包括さんからお答えしていただきましたが、数字で出てくるのは難しいと思い

ます。包括からの報告の数字を見ても変化ないと思っていますし、数字で測れるものではないと思っています。潜在的な潜んでいる部分もあるかもしれないとも思います。

会長

当初目標にしていた数字との達成度を測るとか客観的評価することは難しいと思いますがいかがでしょうか。

事務局

数的評価が難しいところです。多ければいいというものでも、少なくとも潜在的に隠れているのではないかと考えられます。0であれば理想的であるが、数的評価は難しいと感じています。

会長

ありがとうございました。それでは、協議事項2番目の令和6年度各センターの事業計画について第1包括から順に説明をお願いします。

第一包括

本日は、所長の代理で出席させていただいております。

第一地域包括支援センターは、センター長の冨田先生を除く現場の職員は、正職員7名、非常勤のケアマネ1名・看護師1名、事務職員1名、計10名の職員体制で業務を行っています。うち正職員1名が育休中であります。

事業計画1ページ今年度の重点目標「三職種が関係機関や多職種と協働し、高齢者が健やかに住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくりを進める」とさせていただいております。

昨年度の課題整理で評価を×とした項目はありません。△と◎、下線部を中心に説明させていただきます。2ページ17「周知」R4年に立ち上げた第一包括の公式Facebookが好評のため、引き続き、名刺やチラシにQRコードを掲載するなど、PRに努めたいと思っています。

次3ページ33「実態把握」は◎としました。新型コロナが5類に移行したため、実態把握訪問を積極的に行った。事業報告6ページに掲載されている数値に反映していないのは残念ですが、不在時のチラシ配布を含めれば対象者の99%を訪問し、92%の方の実態把握を行い、55%の方にチェックシートを実施することができています。チェックシートの結果に応じて、必要な介護予防や健康増進に関する情報提供を行い、支援の必要な方には、介護保険サービスや福祉制度につなげるなどの支援を行っています。今年度も継続して力を入れていきたいと思って

います。同ページ37は△となっています。ネットワークの構築について、民生委員児童委員協議会との連携は継続できていますが、地域住民やその他の機関への周知働きかけが十分とはいえなかったため△としています。今年度は、関係機関に働きかけを行うことで、地域住民の声を丁寧に拾い上げて、高齢者のニーズや生活支援体制について話し合う機会を作っていきたいと思っております。

4ページ50は△としました。公民館単位で民生委員児童委員協議会との「地域けあ会議」を開催しているが、地区診断の結果を十分に共有することができなかったため。今年度は「地域けあ会議」で地区診断や地域課題を共有しながら対応策を検討していきたいと思っております。また、個別事例についても多職種による検討ができるように取り組んでいきたいと思っております。

5ページ63は◎としました。金融機関からの通報により包括が訪問し、消費者トラブルを発見し、消費生活センターに早急につなげて解決策を検討することができました。今後も消費生活センターとの連携を強化していきたいと思っております。

6ページ76は△としました。介護支援専門員が主催するサービス担当者会議に主治医やインフォーマルサービス提供者が参加していただくための支援が十分にできなかったためです。今後は、担当ケアマネジャーへの働きかけとともに、仲介する形で支援を行っていききたいと思っております。

同ページ78は◎としました。支援困難事例については、丁寧な聞き取りを行い、同行訪問や利用者対応についての支援を行うなど、ケアマネジャーに寄り添った支援を実施することができたと思っております。今後も丁寧な対応を心掛け、「居宅管理者café」の機会も利用して、居宅管理者とも意見交換していきたいと思っております。

7ページ92は◎としました。昨年度に自主グループ化した「大津すこやかクラブ」「楽笑会」を定期的に訪問して活動状況の把握や支援を行うことで、グループとして自主的に活動・運営ができるようになったことを評価したものです。今年度4月に自主グループ化しました「よいほ会」や自主活動が少々マンネリ化しつつあるグループに対して、市の一体化事業に参加してもらうことで、その運営を支援していきたいと思っております。報告は以上です。

第二包括

令和6年度4月から第二包括管理者に配属になりました。

令和6年度の重点目標につきましては、「地域の関係機関や専門多職種との繋がりを推し進め、高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいを感じながら暮らしていける地域づくりを目指します。」としました。

関係機関と連携し、地域とのつながりを深め、潜在化している課題の把握に努め

たいと考えております。地域の方々がそれぞれの役割や生きがいを感じて暮らしていただけるように支援をしていきたいと思っております。

続きまして、各項目についての説明をさせていただきます。地域包括支援センターの業務推進体制についてはご覧の通りとなりまして、公的な機関として多職種連携しながら地域づくりに取り組んでいきたいと思っております。

3ページ目の評価項目35山間部の地域において地区診断を実施しましたが分析まで至らなかったため、今後は地域特性など分析を実施したいと考えています。

評価項目36及び地域ケア会議については、以前から話を進めておりました移動販売が開始されました。今年度も継続して自治会・MV担当者・社協地域担当・生活支援コーディネーターにて協議を行い、運用について検討を行っていく。このような会議を通して地域課題の確認を行っていききたいと思っております。なお、嬉野地区内において住民主体型の通所サービスと有償ボランティア団体が設立されています。

次に4ページ評価項目51～55ですが、事業報告にもありましたように嬉野豊池地区においては見守り声掛け訓練を実施しています。今年度も実施し、チームオレンジの設立に向けて支援をしていく予定となっております。伊勢寺小学校ではキッズサポーター養成講座の開催を予定しています。校長先生からキッズサポーターの受講を通して飯南の「茶ちゃ丸見守り隊」のような地域と繋がれるようにしていきたいとの話をいただいております。関係機関と協働しながら大切票を行っていききたいと考えています。三雲地区におきまして今年度5月にスリークラウドが設立されました。この7月には声掛け訓練を実施する予定となっております。地域において引き続き会議や研修会などで支援を行っていきます。

5ページ評価項目57、例年もめんノートの啓発を行っているが、どの程度の人が記入されているのか把握ができていない現状がございますので今年度は講座の継続実施を行い、講座の後にもめんノートの活用状況も含めたアンケートを実施いたします。

評価項目63・64、地域の宅老所の方々が「ニセ電話詐欺を防ごう」という寸劇を作られ披露する場はないかと相談を受けました。公民館などでの啓発活動にご協力いただきました。

6ページ評価項目73・77、電話などでの相談や、実績・請求書の受け取り等各居宅介護支援事業所のケアマネジャーさんの受け取り等をさせていただいております。その中で地域の居宅介護支援事業所が抱える課題について事例検討会を開催させていただいております。今年度は場づくりについて開催方法や手段について検討したいと思います。

最後のページ、介護予防サポーターですが、介護予防サポーターが少なく担い手

不足が顕著な地区を中心にサポーター養成講座を開催し、介護予防の必要性の周知に繋がっておりますので、今年度も継続していきたいと思っております。

昨年度、地域の方から自主グループ立ち上げの相談もいただき年間シリーズを開催したところ、令和6年度に自主グループとしての活動を開始いたしましたので活動が軌道に乗るように継続して支援していきたいと思っております。各地区やグループの状況に合わせて内容を検討し地域での介護予防活動の活性化に繋がっていきたくて思っております。以上で第二地域包括支援センターの説明を終わらせて頂きます。

第三包括

重点目標は、「元気高齢者づくりの活動として介護予防の取組を充実し、地域のサポーターとともに地域の見守り体制の強化に努めることで、誰もが安心して自分らしく暮らし続けられる地域づくりを行います。地域包括支援センターが中心となり、尊厳ある生活と人生の維持ができるよう地域の関係機関や多職種が連携し、重層的・包括的な支援を実施します」としました。

松阪市地域包括支援センター運営方針にもある、令和6年度における重点目標である認知症支援体制の強化、介護予防取組の充実、生活支援体制の推進多職種在宅ケアをサポートする体制づくりにおいて第三包括で取り組む目標を設定しました。

では、特記すべき内容を中心に報告したいと思います。まずは地域包括支援センターの業務推進体制についてです、2ページ目のNo.15, 16についてですが昨年と同様に業務時間外については代表電話から携帯電話に転送され、包括職員が輪番で携帯電話を持っており転送されるように対応しています。

4ページ総合相談支援業務の51番についてですが、昨年度は、飯南町飯高町すべての4小学校にキッズサポーター養成講座を実施することができました。飯南町においては、「茶ちゃ丸見守り隊」というゆるやかな見守り体制があり、小学生も全員が見守り隊員になってもらっています。養成講座で認知症のことを学ぶことで、より見守りの意識をもってくれることに期待しています。

また、飯南高校においては、毎年認知症サポーター養成講座を実施しています。飯南高校についてですが、2年生から4つの系列に分かれて学習します。その1つの「介護福祉系列」は、卒業時に介護職員初任者研修の課程を修了し卒業されます。その介護福祉系列生徒2年生に対し、認知症のカリキュラムを学ぶタイミングにサポーター養成講座を実施させてもらっています。

毎年、年度はじめにサポーター養成講座のお願いや包括事業の案内等で小中高の校長先生にあいさつに伺うのですが、このような話をされていまして。「飯南町飯高町の日中の時間帯は、その生徒さんの父親母親は仕事に出かけ、町内にい

ないので、非常時には中学生や高校生の存在が頼りになるんです。なので、小学生から学び、中学生、高校生は地域のお年寄りを助ける役割を担ってもらいたい。」と言われていました。今後も引き続き、中学校に対してもアプローチをかけていければと考えています。そして、△がついたチームオレンジの創設に向けても地域住民との研修や協議を進めていきたいと思っています。

権利擁護業務の62番についてです。啓発活動の回数が満たずに△をつけたのですが、昨年度は飯高地区の民生委員とケアマネジャーとの合同勉強会を開催しました。講師を招き、虐待をテーマとし、示された事例に対して、民生委員として、ケアマネジャーとして、それぞれの立場で何ができるのかを意見交換したグループワークを行いました。グループワークでは民生委員さんの熱い思いで盛り上がるグループもあり、民生委員さんとの情報交換や連携、事業所とのネットワークづくりや情報共有といったことも勉強会で学ぶ事ができ、繋がり合うことの大切さや、「全ては気付いた人の発信・連携から始まる」というキーワードを学べた機会であったと思います。

次ページ、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務について65番についてですが、地域の医師とともに毎月勉強会を開催しています。参加者は、ケアマネジャー、特養やデイサービスといった事業所の職員、看護師、まるごと相談室、保健師、社協等になります。この勉強会は長年続いていて、コロナ禍で開催が難しかった部分があったのですが、また復活してきて概ね毎月開催ができている状況です。個別ケースの相談や先生からの医学知識の学びの時間があるが、昨年度から「医師アウトリーチから学ぶ 地域共生社会実現のための支援困難事例集」という本を参考に事例をとおして学びの場とする機会が増えてきました。今年度は地域の事業所に広く声掛け、事例検討会をしましょうという話になっています。

介護予防ケアマネジメント・介護予防支援について91番に◎をつけました。どこの包括さんも人数集めに苦慮されると思いますが、第三地域も同様です。教室を開催する地域の住民自治協議会を始めとして、老人会や民生委員さん、サロンなどに出向いて担当者が熱心に周知活動や協力依頼に奔走しております。その熱意もあってか、年間シリーズから自主グループや公民館事業へと地域の活動資源が立ち上がりました。その中の男性限定の男塾というのがありまして、今年は男の料理教室をするのだと意気込んでいます。

第三包括は以上ですが、福祉まるごと相談室と連携を取りながら、重層的包括的な支援体制を推進したいと思っております。

第四包括

重点目標を、地域包括ケアのさらなる深化・推進に向けて、地域資源を活用した

自助・互助の体制構築が図れるよう、地域包括支援センターが中核機関として十分に機能するよう三職種が協働していくとしました。

市からも説明ありましたが、今年度から第10次高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画で3年にわたり実施されていくというところで地域包括支援センターが中核機関として引き続きその機能が発揮できるように重点目標を立てています。事業計画には、引き続き地域の特性を入れて計画してみました。

3ページ、38について、第四包括管内にも住民同士の会がある中で、介護保険サービスではできない一人暮らしの方の草取りや病院の院内介助について地域のボランティアの方々とマッチングできるように、生活支援コーディネーターが中心にコーディネートさせていただいています。また、市からありましたように住民主体の団体への補助金がありますので活用できるようにしていきたいと思っています。

4ページ42番、地域ケア会議において、個別事例について実施出来なかったのでもとしました認知症地域支援では、チームオレンジに向けて取り組みたいというところと、認知症サポーター養成講座を開催している中で、新たな標準教材では、認知症の人を地域でどう支えていくかという所がありますので、受講の方に周知していきたいと思っています。

5ページ58、認知症になり親族に身寄りのない方がいらっしゃるなかで、地域での困り事が出てきています。関係機関、初期中や高齢者支援課と連携しながら、家庭裁判所への成年後見の申し立てを迅速にしながら本人へ支援していきたいと思っています。

6ページ71、介護支援専門員を対象にした研修会、事例検討会等の開催が2回しか開催できなかったため×としています。今年度は、事業所、ケアマネさんとともに介護離職、生活困窮者、難病患者等、介護支援専門員の対応力が向上するように計画していきます。

7ページ88、令和5年度一般介護予防事業で3つのグループが自主化されました。引き続き、身近な地域で集いの場が立ち上がるように一般介護予防事業を地域の組織と協働して企画をしています。報告は以上です。

第五包括

今年度の重点目標は、まるごと相談室が当エリアで2か所設置されていることもあり地域住民が安心して生活できるよう地域共生社会の実現を目指していきたいと思っています。また、少しずつコロナ感染が出てきていますので、支援側も感染予防をしっかりとしながらBCP計画に沿って災害時や感染が蔓延した時も支援が継続できるようにします。

2ページ14番の職員研修は、昨年度はZOOM対応がほとんどでしたが今年度はZOOM

や対面どちらの研修にも参加できるよう配慮します。17番の周知では広報紙は今年も2回以上発行する予定です。

3ページをご覧ください。総合相談支援業務としまして、松尾地区、花岡地区の福祉まるごと相談室の職員と連携を密にして助言支援し高齢者の課題については一緒に協働していきます。

33番の実態把握では看護師が2人配属され従来に比べて実態把握件数が増えたので◎としました。34番の地区診断は今年度も看護学生の実習で地区踏査がありますので地域訪問して地区診断に役立てたいと思います。36番の生活支援体制整備では生活支援コーディネータが一年かけて支援した地域から、太極拳の公民館活動が立ち上がり、今年度はヨガ教室も開設にむけて進めていく予定です。

4ページ47番の地域ケア会議について、昨年度は地域課題が開催できなかったのですが、今年度は8050問題等で障がい者へのアプローチを地域課題として検討していきたいと思います。また、独居老人の孤独死した事例が同地域で2件あり地域課題に乗せていきたいと思います。51番の認知症カフェはコロナ禍で開催が1回しかできませんでしたが、今年度は事業費も出ることで事業者運営を委任し後方支援に回り協力して継続をしていきます。

5ページをご覧ください。57番の成年後見制度の講座をエンディングノートと併せて5回開催しましたので◎としました。また、成年後見制度を4件繋げることができました。今年度も啓発活動として、エンディングノートの活用、日常生活自立支援事業も併せて講座を5回開催します。62番の虐待啓発は今年度も5回開催する予定であり、対応が長期化する難しい事例には多機関と情報共有や会議を行うことで解決に繋げていきます。63番の消費者被害予防の啓発講座は、今年度、商工政策課と出向き5回開催します。消費者被害の高齢者は、被害にあったことを気付かなかつたり、話辛かつたりするので普段から相談しやすい関係作りを図っていきます。

6ページをご覧ください。67番の医療との連携では包括内で解決することができたので相談をすることはありませんでした。71番の介護支援専門員を対象にした研修会を4回開催しましたので◎としました。ZOOM対応の方が参加しやすいということで今年度もZOOM対応で4回開催します。76番の主治医、インフォーマルサービスの提供者は調整がつかなかかったため医療連携シートの書面でいただいています。

7ページをご覧ください。88番の3回シリーズ、年間シリーズ、各種プログラムは地域住民が参加しやすい場所の選定をしましたので◎としました。3回シリーズ、年間シリーズその他の介護予防教室や集いの場でチェックリストを実施した結果、口腔機能低下に該当している方が多いと分析しました。コロナ禍でマスク生

活を強いられ会話をする機会が少なかったためオーラルフレイルが生じたと考えました。その点を考慮し、今年度は口腔と栄養を組み合わせた3回シリーズを6回開催する中で2か所開催します。

93番のいきいきサポーター養成講座は昨年度開催しませんでした。様々な介護予防教室で人材発掘に努める一年として、今年度のいきいきサポーター養成講座にリーダーとなり得る発掘した人材を誘いたいと思います。自主グループの代表者が高齢であり、その後継者として潜在しているいきいきサポーターや新たにできるいきいきサポーターを自主グループの代表者代替に考えています。以上で報告を終わります。

会長

ただいま、5包括より説明のありました、事業計画について、ご意見、感想はございませんか。

委員

計画通りにできていて、頑張っておられると感じました。

会長

各包括、すべて評価に繋がっていると感じました。

続きまして、令和6年度の予算について、事務局からお願いします。

事務局

資料5をご覧ください。各包括の「地域包括支援センター運営事業」、裏面が「介護予防支援事業所」の収支予算書という事で包括からいただいておりますのでご確認よろしく願いいたします。

会長

ありがとうございます。また、皆さん、内容等を確認していただきたいと思います。

会長

それでは以上、協議事項についてご審議いただいたという事でよろしいでしょうか。長時間にわたりご協力いただきありがとうございました。それでは、事務局へお戻しします。

事務局

ありがとうございました。本日は、長時間にわたりましてご協議いただき、ありがとうございました。

事項書5. その他の事項でございます。

(1) 令和6年度 松阪市地域包括支援センターが介護予防支援を委託している居宅介護支援事業所について資料6をご覧ください。

地域包括支援センターが介護予防支援業務の一部、ケアマネジメント業務を委託しています令和6年6月現在の居宅介護支援事業所を報告させていただきます。こちらは、「松阪市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例」に基づき、指定介護予防支援業務の一部の委託については、中立性及び公正性の確保を図るため、地域包括支援センター運営協議会の議を経ることが必要となっております。このことから令和6年6月現在の委託届出の結果について、77か所の居宅介護支援事業所に委託をしておりますので、資料の通りご報告をさせていただきます。

続きまして、(2) 松阪市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例改正について資料7になります。

発令の文書によりますと包括支援センター運営における職員配置については人材確保が困難である現状を踏まえ、柔軟な職員配置を可能とするため、令和6年4月1日付にて介護保険法施行規則の一部改正が施工されました。

これをうけて、松阪市条例、「松阪市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例」におきまして一部改正を行うためご報告させていただきます。

主な改正点としましては、運営協議会が認める場合には、地域包括支援センターにおける当該職員の員数について常勤換算法によることを可能とすること。また、複数のセンターが担当する区域を一区域として、第1号被保険者の数についておおむね、3,000人以上6,000人未満ごとに三職種の員数を複数の地域包括支援センターに配置するとにより、当該区域内の地域包括支援センターの基準を満たすものとするという事が主な内容です。

なお、市の条例改正については、9月議会での上程を予定しています。

これをもちまして、令和6年度 第1回松阪市地域包括支援センター運営協議会を終了させていただきます。長時間にわたりましてありがとうございました。